

山北町議会広報モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広く町民の意見を議会広報等に反映させ、より一層の議会活動の充実を図ることを目的として、山北町議会広報モニター(以下「モニター」という。)を設置する。

(組織)

第2条 モニターは、山北町に住所を有する者で、公募及び議員の推薦する者の中から広報分科会が選考し、議長が決定・委嘱する。

(任期)

第3条 モニターの任期は2年とし、再任は妨げない。

(活動内容)

第4条 モニターは、次の各号に定める活動を行うものとする。

- (1) 議会広報紙に関するアンケートへの回答及び調査事項への協力
- (2) モニターと広報分科会による意見交換会への参加協力
- (3) 議会広報等に関する軽易な調査協力
- (4) その他議長が特に必要と認める活動

(謝礼)

第5条 モニターに対し、予算の範囲で謝礼をするものとする。

(その他)

第6条 その他必要と認められる事項については、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月25日から施行する。